

知っていますか？ 世田谷区の労働報酬下限額

令和6年4月1日からスタート

時間額 **1,330** 円^{※1}

↑ 前年度比100円アップ ↑

「労働報酬下限額」は
世田谷区公契約条例により定められた
世田谷区との契約による事業のもとで働く方の
報酬の最低額です^{※2}

区と契約している事業者も、そこで働く方も、どちらでもない方にも
全国へ染み出す 労働報酬下限額に期待される効果

世田谷区

区との契約従事者への適正な
賃金の支払い

地域全体での賃金水準アップ

全国の賃金水準アップ

※1 区との契約のうち工事請負契約、業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定に適用される最も低い単価

※2 区との契約のうち工事請負契約(予定価格3,000万円以上)、業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定(予定価格2,000万円以上)に適用



労働報酬下限額や世田谷区公契約条例
について詳しくはホームページで！

世田谷区 労働報酬下限額 検索

世田谷区財務部経理課公契約担当

TEL 03-5432-2965

FAX 03-5432-3046